

平成30年度第1回総合教育会議議事録

平成30年7月27日

平成30年度 第1回精華町総合教育会議 議事録

- 1 開 会 平成30年7月27日（金） 午前10時00分
閉 会 平成30年7月27日（金） 午前12時00分

- 2 出席構成者 木村精華町長 太田教育長 松本教育長職務代理
新司委員 岡島委員 松下委員

- 3 出席事務局職員

岩橋総務部長 大原企画調整課長
上原企画調整課企画係担当係長 岩前健康福祉環境部長
岩崎教育部長 片山総括指導主事 竹島学校教育課長
石崎生涯学習課長

- 4 傍聴者 なし

- 5 会議の概要

（1）開会

総務部長から第1回総合教育会議の開会を宣言。

ー町長あいさつー

○木村町長

平素は精華町の教育行政のみならず、行政全体の推進においても特段のご協力、ご指導をいただいていることにお礼を申し上げます。

この場をお借りし、6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震、そして7月豪雨によりお亡くなりになられた方々のご冥福と、被害に遭われた全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

本町としても、広島県緊急消防援助隊京都部会として、消防職員が7次にわたって応援に行っているところですが、多くの方が今も避難生活をされており、一日も早く解決に向かえばと思っています。

本町においては、人的被害こそなかったものの、町内各地で土砂崩れが発生し、今なお一部世帯では避難生活を余儀なくされており、また一部では、道路の通行

規制など被害が出ております。改めて自然の恐ろしさを痛感するとともに、災害に強い安全・安心のまちづくりに努めていきたいと考えております。

さて、本日の総合教育会議では、議題の一つとして、現在、教育委員会で改定作業を進めている「精華町いじめ防止基本方針」について、教育委員会の皆様と意見を交わしたいと考えております。

本町では、この間、重大な事象は発生していないとのことですが、いじめに関する問題は少し対応を誤ると重大な事象へと発展しかねず、常に緊張感を持って対応に当たらねばなりません。この度の基本方針の改定を契機とし、さらなるいじめの未然防止や早期発見と迅速な対応に取り組んでいきたいと考えております。

私と教育委員会の皆様で引き続き十分な意思疎通を図り、地域教育の課題、あるべき姿を共有し、よりよい方向に進めていきたいと考えておりますので、本日の会議が有意義なものとなりますよう、活発なご議論をお願い申し上げます。

－教育長あいさつ－

○太田教育長

町長のお話にもありましたとおり、大阪府北部を震源とした地震、そして西日本各地での豪雨による被害について、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、一日も早い復興を願っております。これから雨や台風のシーズンを迎えますが、教育委員会としても子どもたちの安全確保や防災教育の充実について、緊張感をもって取り組んでいきたいと考えております。

改めまして、平素は教育委員会の事業や取組について、町長を初め、町長部局の皆さんに支援いただいていることに感謝申し上げます。

学校では、7月20日に1学期の終業式を迎え、夏休みに入っております。本町の中学校では、14年間に渡り2学期制を実施してきましたが、この間、多くの方のご意見を聞く中で、今年度から中学校を3学期制に移行しました。当該制度を進める中で、お気づきの点などあれば、またご教授ください。

さて、今年から中学校ではエアコンが使用可能となり、生徒たちは快適な条件で勉強や部活動に励んでおります。また、このことにより、中学校では2学期の開始を8月27日と早めることができました。小学校についても、エアコンの設置工事を進めており、年内には完成する予定です。来年度からは小学校についても2学期の開始を8月27日とし、小中学校で統一されることとなります。平成32年度からは、小学校を皮切りに新学習指導要領が始まり、外国語活動あるいは英語科の新設により、授業時数が増加します。今回、2学期の開始を早くする

ことで授業時数を確保し、学習指導要領に沿った教育内容の充実に努めたいと考えております。

本日は3点テーマがありますが、特に現在、「いじめ防止基本方針」の改定に取り組んでおります。大きな社会問題となった大津市のいじめによる自殺問題を契機とし、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、翌平成26年に本町においても「精華町いじめ防止基本方針」を策定し、教育委員会や学校の組織体制を整え、学校としっかり連携しながら町を挙げていじめの早期発見、適切な対応、さらにはいじめを生まない土壌づくりに取り組んできました。しかし、全国的に見ると、いじめによる悲惨な事例が後を絶たず、本町においてもいじめの事例としてはかなりの件数が上がっています。

このような状況を受け、国において、「いじめの防止などのための基本方針」が昨年3月に改定をされ、本年4月には京都府においても「京都府いじめ防止基本方針」が改定をされております。まずは、本町として、いじめは心や体を深く傷つける重大かつ深刻な人権侵害につながる行為だという認識を確認した上で、取り組みのさらなる充実を図るために、「精華町いじめ防止基本方針」の改定作業を進めているところであり、改定案に対する皆様のご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

2つ目は、通学路の安全対策についてです。大阪府北部地震では、高槻市でブロック塀の下敷きになった児童が亡くなるという痛ましい事故がありました。これを受け、学校施設と通学路の緊急点検を実施したところ、学校施設にはブロック塀がなかった一方で、通学路においては6箇所の危険箇所が確認されました。民有地のためすぐに措置することは難しく、まずは児童に対する安全指導を行ったところですが、また、西日本の豪雨に際しては、本町でも土砂災害等が発生し、通学路でも一部損壊が発生したことから、一時的に通学路の変更措置も行ったところですが、改めて通学路の安全確保への取り組みの重要性を認識したところであり、町長部局と課題の共通理解をもって取り組んでいきたいと考えております。

なお、これらのテーマに先立ちまして、1点目として、最近の町内の教育の状況についても報告させていただきたいと思っております。

(2) 出席者紹介

司会の総務部長より構成員及び事務局の紹介

(3) 教育施策について

今回は、調整事項がなく、報告と意見交換のみのため、設置要綱第4条に基づき、司会は引き続き総務部長が行う。

なお、各テーマについては一括して報告を行い、その後に意見交換を実施。

－教育の現状等について－

○片山総括指導主事

資料1の学校教育・社会教育の重点について、内容は3部構成になっており、学校教育の重点、社会教育の重点に加え、重点的に取り組むソフト事業をまとめた「せいか学びと育ち」プランで構成されており、平成27年度に策定した「精華町教育大綱」の5つの方針を基に作成しています。町内各小中学校においても、この指導の重点を踏まえ、学校経営方針を策定しております。

資料2では、平成16年度からの児童生徒数の推移を示しております小学校では平成20年から22年度あたりが児童数のピークで、その後は減少の傾向となっており、昨年度と今年度を比べると、東光小学校で52名の減少、精華台小学校でも40名の減少となっています。中学校についても、平成24年から平成26年をピークに減少の傾向となっており、3中学校の合計で、昨年度比で36名の減少という状況になっています。

資料3については、平成29年度に小学校6年生と中学校3年生を対象に行われた全国学力・学習状況調査の結果を示しています。A問題は主として知識に関する問題、B問題は主に活用に関する問題となっています。精華町全体としては、小学校6年生、中学校3年生の全ての教科、A問題、B問題も含めて全国平均を上回る結果となっております。一方で、学力が二局化する傾向も見られることから、学力充実会議や各学校において詳細な分析を行い、授業改善や学習指導に活かしているところです。

次に、児童生徒質問紙調査の実施結果については、6つのカテゴリーに分けて、本町の児童生徒の特徴的なことをまとめております。特に、学校行事をやり遂げてうれしかったといった達成感を感じている小学校6年生が90.1%、中学3年生でも86.5%と高いこと、また、人が困っているときは進んで助けるかの問いには、小学校6年生で94.0%、中学校3年生で91.9%が、当てはまる・どちらかと言えば当てはまると回答しており、非常に高い値となっています。

また、将来外国へ留学したり、国際的な仕事についてみたいと思っている児童生徒が、小中学校ともに全国と比べて高いことも特徴となっています。

資料4は卒業後の進路状況についての資料で、平成29年度では、地元の中学校への中学校進学率は86.9%、京都府立南陽高等学校附属中学校の開設により府立高への進学率が1.2%、中学生から高等学校への進学については、94.

1%が全日制の高等学校に進学しています。

資料5の生徒指導の状況では、昨年度については、問題行動全体では小学校で減少、中学校では同数の事象が発生をしております。生徒同士の暴力事象につきましては、小・中学校ともに減少をしております。不登校の状況については、年間30日以上欠席者が対象となりますが、中学生では減少している一方、小学校では出現率が0.63%と全国と比較して高くなっています。引き続き家庭との連携を密にとりながら、きめ細やかな取り組みを進めていきます。

資料6については、いじめ調査の集計結果であり、これはアンケートを中心に聞き取り調査、または普通の教師による観察などを行った経過となっております。今年度から認知したいじめの区分が変更となっております。昨年度までは、第1段階は児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、第2段階は組織的・継続的に指導が必要なもの、第3段階は生命や財産等に重要な被害が生じた場合となっていました。国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定に基づきまして、A、B、C、Dの4つの段階に整理されております。Aはいじめの行為がまだやんでいない要指導の段階、Bはいじめの行為はやんでいるが児童生徒は苦痛を感じている要支援の段階、Cはいじめの行為をやんでいて児童生徒も苦痛を感じていない見守りの段階、Cの見守りの段階から3ヶ月経過することで、Dの解消の段階となります。

平成29年度における小学校での認知件数は711件であり、残念ながら前年度より194件の増加となりました。低学年、中学年が多くを占めており、本人が申し出た事案については全ていじめという形で捉えて指導していることから、件数が非常に多くなっています。現在の状況としては、要指導が7件、要支援が3件、見守りが4件、解消が697件となっており、解消率は98%となっております。なお、重大事態に至るような事象はありませんでした。

続いて中学校ですが、認知件数は42件であり、昨年度から22件減少しております。要指導が1件、要支援はなし、見守りが2件、解消は39件で、解消率は93%となっております。中学校においても重大事態に至る事象はありませんでした。

資料7については、精華町の教職員の年齢構成を示しております。小学校では50代が少なく、20代と30代の若手教員で60.1%を占める形となっております。中学校では40代が少なく、20代、30代を合わせると52.7%と、中学校においても半数以上が若手教員となります。今後の世代交代に向け、研修

等が大切になると考えております。

○竹島学校教育課長

資料 8 の要保護・準要保護の状況について、平成 23 年度から平成 30 年度の 5 月 1 日現在の状況を表しております。本町においても、昨今の厳しい社会経済状況がこの数字にも表れており、平成 23 年度では小中学校の全校児童生徒に占める割合が 5.5% に対して、今年度では 10% となり、年々増加傾向にあります。国においても同様に増加傾向であり、平成 27 年度では全国平均で約 15%、6 人から 7 人に 1 人は厳しい状況にあります。京都府においては全国平均よりも高く、平成 27 年度では 19.3% となっています。本町では全国や京都府よりも低い値であるが、年々増加傾向にあるというのが現状となっています。大きな要因の一つとして、ひとり親世帯の増加があり、これは全国、本町ともに同じです。このようないわゆる子どもの貧困対策については、引き続き学校と教育委員会が連携し、見守り、支援し続けていく必要があると考えております。

就学援助の支給に関しては、町長部局の配慮により、翌年度の新入児童生徒に対して、新しい学用品とか制服などを適切な時期に無理なく揃えることができるよう、本年度の予算による対応、保護者の負担軽減に努めております。

今の資料とは直接関係ありませんが、今年度予算において、教職員の働き方改革として、部活動の指導員、留守番電話の機能追加、出退勤システムの導入について予算化していただいております。町長部局の配慮に感謝するとともに、引き続き、教職員の負担軽減についてご支援いただければと思います。

○石崎生涯学習課長

資料 9 では、学校・地域・家庭に関する取り組みについて記載しており、生涯学習課では大きく 6 つの事業を実施しているところです。1 番目の社会教育会議では、平成 27 年度末に教育委員会に対し家庭教育の充実と青少年の健全育成について提言していただき、それを受けて現在取り組みを進めているところです。委員定数 12 名に対して 1 名欠員となっておりますが、今年度に入り公募を実施したところ、4 名の応募があり、今後選考を進めていきたいと考えています。2 番目の青少年健全育成事業については、5 の事業があるが、そのうち子ども議会については、議場で自主性や主体性を持って直接自分の意見を表明することに重点を置くこととして、今年度から議長を除く議員全員が代表質問を実施し、それに対して町長、教育長が答弁を行う形に変更となりました。3 番目の子ども祭り事業については、今年度からせいか祭りとの同日開催となり、けいはんなプラザ

をメイン会場としてステージ発表や体験学習コーナーなどの内容を予定しており、多くの子どもたちに参加いただければと考えております。4番目、地域で子どもを育てる連絡協議会については、教育委員会、学校、スクールヘルパー、自治会やPTAの各団体が参加し、子どもの健全育成のための良好な環境づくりに取り組んでおり、拡大あいさつ運動などの事業を実施している。5番目の精華まなび体験教室事業については、文科省、厚労省が策定した放課後子ども総合プランに基づいて、子どもたちの居場所づくりとして学校教育以外の文化活動や体育活動を行うものであり、小学校5校全てで実施しています。最後に6番目の地域学校協働本部事業については、町内中学校区ごとに学校を地域で支えるという考えから、平成20年度の精華南中学校区での設立を皮切りに、現在では3中学校区全てで設立されています。各校区にコーディネーターを配置し、コミュニティースクールの実施や学校周辺の清掃活動の実施などに取り組んでいます。

これらの事業以外においても、むくのきセンター等の指定管理者である精華町体育協会の自主事業や自治会・子ども会が主催される事業のほか、児童生徒を対象としたスポーツクラブ活動や各種の文化サークル、少年少女合唱団などの文化活動、図書館での子どもの読書活動など幅広く事業を実施しております。

－「精華町いじめ防止基本方針」の改定について－

○片山総括指導主事

「いじめ防止基本方針」については、平成25年度に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、国や地方公共団体及び学校において策定されたものです。本町においても平成26年度に基本方針を作成し、いじめ防止に取り組んできました。このような取り組みにもかかわらず、全国的にみると、いじめにより自らの命を絶という重大な事象が起こっております。

それらの事象の検証として、基本方針に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかったこと、いじめの情報が担任止まりで学校組織として情報共有されていなかったこと、学校のいじめ防止のための組織が十分に機能していなかったことなどの課題が挙がっています。今回の国や京都府のいじめ防止方針の改定では、これらの課題を踏まえて主に学校がすべき施策について、当然すべきこととして認識されていることについても、改めて文書化されています。本町のいじめ防止方針についても、いじめの重大事態はどこの学校でも起こり得るとの認識のもと、

国や京都府の改定方針を基に改定案を作成しております。

それでは、「精華町いじめ防止基本方針の新旧対照表（案）」に基づき説明させていただきます。まず「はじめに」では、いじめは人として許されないことであること、誰にでもどの学校でも起こり得ること、それを踏まえて未然防止、早期発見、早期対応に努めることが重要であり、そのためにこの方針を策定するとの記載があり、この部分では大きな変更はありません。

いじめ防止等に対する基本的な方向では、いじめの定義について説明されており、「一見けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生する場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」との一文を追加しており、表面的なものだけでなく、十分に内容を確認して判断するということが改めて記載されています。

いじめ防止のための基本的な考え方については、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、地域や家庭との連携、関係機関との連携の5点について記載しており、特に変更等はございません。

いじめ防止等のための精華町・精華町教育委員会の対応につきましては、精華町教育委員会がいじめ防止のため設置する組織と施策を記載しており、組織については、いじめ問題対策連絡会議をはじめ、従前通りの組織となっています。

町が実施すべき施策については、2点変更となっております。1点目については、いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携の箇所、従来のスクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉士を追記しています。ちなみに精華町では、スクールソーシャルワーカーは「まなび・生活アドバイザー」という職名で精華中学校に配置され、精華中学校を拠点に町内の各小中学校に関わっていただいております。2点目は、いじめ防止対策推進法に基づく取り組み状況の把握、検証、指導・助言の箇所、これまでは把握、検証だけの記載でしたが、各学校のいじめの防止等の対策のための組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言についても行うことと改定します。

次に、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策についてですが、冒頭でも申し上げましたとおり、大幅に内容が追加されております。まず、学校いじめ防止基本方針の策定について、策定の意義が追記されているほか、基本方針の内容の具体例についても記載されています。また、学校の基本方針に基づくいじめ防

止に向けた取り組みを学校評価の項目に位置づけ、保護者や地域の方に公開することが追記されています。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織では、組織の役割を未然防止、早期発見・事案対処、学校基本方針に基づく各種取組の3つに分け、内容を具体的に記載しているほか、いじめ対策組織の存在について周知徹底し、児童生徒に相談の窓口として認識させること、組織内での情報共有や協議のあり方、組織の構成についても記載されています。

学校におけるいじめ防止等に関する措置では、児童生徒自身が自主的にいじめ問題について考えて議論するような取組を推進すること、いじめの傍観者とならずに報告することやいじめをやめさせる行動をとることの大切さを理解させる重要性について記載をしています。いじめの早期発見の箇所では、児童生徒がいじめについて訴えてくることは多大な勇気を要することであり、その際には迅速に対応すること、これも当然認識のことではありますが、改めて明記されています。いじめに対する措置では、学校の特定の教員がいじめの情報を抱え込んで学校いじめ対策組織に報告しない、情報共有しないことについては、いじめ防止対策推進法の23条の規定に違反することが明記されています。いじめの解消では、いじめが解消している状態の定義について記載されています。また、近年増加しているインターネット上のいじめについて、そのような書き込みは刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ることが記載されています。

最後に、重大事態への対処では、児童生徒、または保護者からいじめにより重大な被害が生じたとの申し立てがあった場合は、学校が把握できておらず、極めて重要な情報である可能性が高いことから、十分な調査をしないまま、重大事態ではないと判断しないこと、が明記されています。

－教育施設及び通学路の安全対策について－

○竹島学校教育課長

6月18日に発生した大阪北部地震、また、7月豪雨に関連しての通学路の安全確認等について、資料11により報告します。

まず、地震に関連して、幸い児童生徒に対する被害はなく、学校施設についても点検の結果、被害はなく、ブロック塀も存在していませんでした。また、通学路についても緊急点検を行ったところ、5小学校区で6箇所の危険と思われるブロック塀等を確認しております。当該箇所については、各学校と情報共有すると

ともに、見守りの方とも情報共有をしております。児童に対しては、ブロックから離れて歩くなどの指導・注意喚起を行っているところです。

一方、むくのきセンターでは武道場等の天井の化粧板が若干ずれるという事案がありましたが、すでに対応済みであり、問題ないとのことであります。

地震後の対応としましては、先ほどの通学路の緊急安全点検に加え、現在473名の方に登録していただいているスクールヘルパーの皆様に対し、災害発生時の自分自身の安全確保と、子どもたちの見守りについてさらに強化をお願いしたい旨、改めて文書で依頼させていただきました。ブロック塀の緊急点検については、集合場所から学校までの間の通学路を対象に実施しましたが、各自の家から集合場所までの間にはブロック塀がかなりあると考えられますので、情報提供についても併せてお願いをしているところです。

また、本町におきましては、木津警察署と安全・安心まちづくりに関する協定を締結していることから、この協定に基づき木津警察署と庁内関係部署に参集いただき、改めて通学路の安全対策や情報共有、そしてパトロールの依頼を行ったところです。加えまして、先日、京都大学の防災研究所を訪問し、専門家の方の助言をいただいております。これまで通学路の安全対策については、交通安全が中心でしたが、今回の地震を受けまして、地震発生時の対応について伺ってきたところです。内容を整理しまして、基準やマニュアルの作成等、子どもたちの安全・安心の確保につなげていきたいと考えています。

最後に、7月豪雨では、東畑地域において、府道の一部で土砂崩れによる通行止め、町道部分においても一部で亀裂の発生があり、安全のために一部通学路を変更しております。通学に際しては、先生方による引率により安全を確保しているところです。

通学路の安全対策につきましては、これまでより優先的に道路整備等を進めていただいております。感謝申し上げますとともに、引き続き、町長部局と連携をとりながら取り組んでいきたいと考えております。

－意見交換－

○松本教育長職務代理

精華町いじめ防止基本方針の改定案について述べさせていただきますと、いじめに関しては非常に大事なことが3つあると考えています。1つ目は、人の心に大きな傷を残し、時には命にかかわる重大な人権問題になること。2つ目は、いじめが発生した際には、早期発見と的確

な対応により、早期に解消することが大事であり、とりわけ初期対応が重要であること。3つ目は、いじめは発生を未然に防止することが望ましいということ。これらの内容が今回の改定案には盛り込まれており、内容的に優れたものであると思います。その中で、特に優れていると思う点について話をさせていただきます。

「学校基本方針の内容の例」の中に、「いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」を進めていくとの記載があります。これを読んで、そのような環境づくりができれば素晴らしいが、そのための具体策にはどのようなものがあるのだろうと考えましたが、それがこの改定案には明記されています。

1点目として、「いじめ対策組織の周知徹底」では、児童生徒及び保護者に対して、対策組織の存在や活動が認識される取組を実施すること、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、いじめを解決する相談・通報の窓口であると認識されるようにすることが重要であると記載されています。「いじめ対策組織」を児童生徒や保護者に積極的に知らせることにより未然防止に寄与するという新しい考え方であり、いじめ対策組織の取り組みを知ることで、児童生徒はもちろん保護者も安心するでしょうし、いじめの減少にもつながると思います。

2つ目は、「いじめの防止等に関する措置」に記載されており、未然防止の取り組みとして、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論することがいじめ防止にとって重要であると書かれています。新学習指導要領には、対話的という言葉が入ってきており、早い時期に児童生徒がいじめについて考え、対話的に議論するようになれば、いじめを許さない心が育つのではないかと思います。

3つ目については、同じ「いじめ防止等に関する措置」の部分についてですが、「道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒がみずからいじめの問題について考え、議論する活動や、いじめの撲滅や生命の大切さを呼びかける活動、子供同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒みずからがいじめ問題について主体的に学び、いじめを防止するための取り組みを推進する」との記載があります。いじめをテーマとして道徳の授業で深く考えて学び合うこと、学級活動などを通していじめ問題を考えることは重要であり、いじめ撲滅や生命の大切さを呼びかける活動も重要だと思います。

また、このほかにも、家庭や保護者の果たす役割や重要性も記載されており、それについても非常に大事なことだと思います。

今回の精華町いじめ防止基本方針の改定案は、具体性があり、積極的な取り組みも期待できる内容が記載されており、優れた改定案であると思います。この改定案が制定され、着実に実行されれば、いじめへの指導は大きく前進すると思います。

○新司委員

精華町の教育大綱の中に、人をはぐくむという言葉があります。はぐくむというのは、親鳥がひなを育てるときに、自分の羽根で覆いかぶさるようにして子どもの成長を見守るように大切に育てるという意味があります。今回のいじめ防止基本方針の改定では、人をはぐくむ精華町ならではの方針が定められたと思っております。

いじめはどの世界にもあるようで、今、道徳の教科書採択に関わって教科書を読んでいる中で、メジナという魚の話があります。メジナは小さな世界に入るといじめが起きるようで、いじめられている魚を取り除いても、また別の魚がいじめられます。さらに取り除いても新しいターゲットを見つけていじめていくようですが、広い海に出るといじめは起きないそうです。魚の世界でもいじめが起きるということを知り驚きました。

精華町の子どもたちの命を守り、それぞれが自分の良さを感じ、人の良さも感じとり、自分も人も大切にす、そういう社会をつくる中で将来の精華町を担う子どもたちを育てること、これが人をはぐくむことだと考えます。この基本方針が教育現場で活かされ、また、私たちを含めた子どもたちを見守る社会の中で活かされるよう取り組んでいく必要があると思えます。

私は、家庭での教育がいじめ対策につながるものだと思います。現在は、家庭の価値観が多様化し、家庭の教育力も様々です。しかし、何を大事にして家庭をつくり、子どもを育てるのかをよく考え、いじめは許されないことだという心を家庭の中で育てる必要があると考えます。子どもは自分が大切にされていると感じることで、自己肯定感を持つことができ、人を大切にすることにもつながります。嬉しいこと、嫌なこと、何でも話し合える家庭が大切であり、子どもたちが1人で悩まないよう、家庭や学校、地域で支えていきたいと考えています。

自分の仕事の関係で、最近の保護者の言葉に驚いたことがあります。まだ幼児である自分の子どもに対し、やられたらやり返してこいということを話しておられました。普通、幼稚園では、なぜそのようなことになったかを子どもたちに考えさせますが、その保護者の言葉を聞き、指導に戸惑いを感じました。また、先生方の中には、いじめられる子どもにも責任があるという考えを持つ方もいて、これにも愕然としました。

そのような考え方ではなく、それぞれが人権を大切にす、心を育てることを大切にす、自分の周りでいじめが起こったときには、自分の問題として捉え、どうすればいじめがなくなるのかを子どもたち自身で考えさせることが大切だと思

いますし、私も教育の場やそれ以外の場面でもそのように心がけたいと思います。

関係機関が協力をし、学校の先生たちを支え、また、地域の協力を得て、子どもたちを良い方向に導いていきたい。精華町では、いじめの重大な事態が起こることのないよう、家庭や地域で子どもたちを守って育てていきたいと思います。

○岡島委員

基本方針の「いじめとは」の部分に、いじめられている子ども心理例が記載されていますが、普段から子どもと十分にコミュニケーションをとっていたとしても、そこに記載されている通り、自分が辛かったことを言うのは難しいと思いました。親としては何でも言って欲しいが、親に言うと心配をかけてしまうという子どもの思いがあると思います。親の立場では、教室の中の子どもの様子までは分かりませんし、先生が何か普段と違うと感じた時には、すぐに連絡していただければ、親から子どもに聞いてみる機会になります。そうすれば、早期発見や解決の糸口につながるのではないかと思いますし、それが先生と児童生徒、親の三者間での信頼関係につながり、子どもたちを守ることにもつながると思います。

自分の家庭の話になりますが、子どもには自分がされて嫌なことは人にはしてはいけないと教えてきました。しかし、自分がされて嫌だったから同じことを仕返しする子どももいます。皆が人の気持ちを考えられる世の中になれば、素晴らしいと思いますが、難しい面もあります。そういう気持ちを育てるように、学校の道徳の授業や先生との対話の中で指導していただければと思います。

今回の基本方針には、組織としていじめの情報共有を徹底することなど、当たり前と思われることが記載されています。しかし、いじめの全国的な事件では、先生がいじめだと思っていなかった、一人で抱え込んでいたということが報道され、当たり前のことができていなかったのだと思わされます。当たり前のことでも、重要なことが記載され、それを学校や先生が改めて確認していただくことは大切だと思います。この基本方針が活かされ、いじめがなくなり、すべての子どもたちが笑顔で元気に学校に通うことができれば、親の立場としてはとてもありがたいとこだと思いました。

○松下委員

まず、いじめ基本方針改定以外について、何点かお話ししたいと思います。

資料3の質問紙調査の結果について、「外国に留学したり、国際的な仕事に就いてみたいと思いますか」との質問に対する回答が、中学校が全国平均よりも5%高いとのことですが、全国平均などより5%高いということは特筆すべきこ

とです。精華町の子どもたちがこの点において非常に高い理由について、町の施策や学校の取組など、分析していれば教えていただきたいと思います。

資料5の生徒指導状況について、問題行動の件数としては非常に少なく、全体として落ちついている状況であり、良い方向で学校経営をされていると感じました。一方で、不登校については、小学校で割合が高いが、最近の全国的な傾向として、小学校低学年から不登校になる割合が増えおり、本町としてはどのような傾向にあるのかという点が気になりました。

資料8に関連して、今年度の予算で来年度の子どもたちに対し、支援をするという施策は、学校現場として本当にありがたいことであり、素晴らしいことだと感じました。

資料11に関連して、防災についてです。私事ですが、去年から地域の役員をしている中で、子どもはどんどん減少し、一方で高齢者は増加している状況があり、地域での防災をどうすれば良いのかについて考えさせられました。また、災害発生時に子どもたちをどう守るのか、家にいれば保護者がおり、学校であれば先生方が責任を持って対処してくれるが、通学途中であったり、家に保護者がいない場合には、地域としてどう守るのか。そのような場面についても想定した取り組みが必要であり、課題であると感じました。

続きまして、いじめ基本方針の改定についてですが、今回の改定案は良い中身になっていると思います。その中で私が感じた3点について申し上げます。

1つは、いじめというのは人権問題としての最重要課題だということです。人権は、人が幸せに生きる、幸せに生活ができる権利です。人権といじめの関係を教職員、子どもたち、保護者がしっかり理解できれば、いじめは減少すると思います。いじめをなくすということは命を守ることであり、命を守ることは文化につながります。その意識を持つことが大切だと考えます。

2つ目は、いじめ防止するためには、透明性の高い学校経営が重要であるということです。子ども同士、教職員と子ども、教職員と保護者、保護者と子どもがそれぞれのコミュニケーションをしっかりとることができ、悩みを言える、教職員が保護者とちゃんと向き合えるような関係性を築くことが透明性の高い学校経営につながると思います。

3つ目は、精華南中学校でのオレンジリボンの取組について。オレンジのリボンを胸につけることで、私はいじめをしないという表示をする取組ですが、意思表示をするということは非常に大事なことで、素晴らしい取組だと思います。そ

れを生徒会活動の中で15年ほど前から取り組まれていました。この取組を広め
めていくことも、いじめを許さない心を育てる一つの方法だと思いました。

○片山総括指導主事

外国への留学、国際的な仕事に対する肯定的な割合の高さについては、町独自
でALT（外国語指導助手）を小学校にも配置しており、小学校の頃から外国の
言葉や文化と触れる機会があることは一つの要因であると思います。そのような
素地を持って育つ中で、キャリア教育を含めて海外での活動や仕事についても学
習しており、本町ではキャリア教育についても積極的に取り組んでいることから、
子どもたちの意識が高くなる傾向にあると思われまます。

不登校の件については、小学校においては高学年の割合が多く、低学年での増
加傾向はありません。一方、中学校では減少傾向にあり、家庭訪問を中心とした
取り組みの成果が出ているものと考えております。

○太田教育長

いじめ防止基本方針の改定については、本町だけでなく全国的に取り組まれて
います。いじめはどの学校でも誰にでも起こりうることであり、常に危機感を持
った対応をすることが大切です。子どもの細かい変化を家庭や学校で注意深く見
守る、家庭や学校、地域が連携して見守るといったことが求められてきていま
す。しかも、松下委員が言われたように、人権にかかわる、命にかかわる大きな問題
であり、悲惨な事態を起こさせてはならないと改めて感じました。

今回の改定では、特に学校に対する事項が細かく記載されており、ここまで記
載する必要があるのか意見の分かれるところですが、これまでのいじめによる悲
惨な事態を見れば、大事なことは明文化し、しっかり学校に伝えることは必要だ
と思います。しかし、作ったものを学校に丸投げするだけでは効果はなく、学校
が毎日直面している子どもの実態や問題事象を注意深く見て、この基本方針の
内容と見比べながら、自分たちの学校ではどのように対応すべきかを考えることが
必要だと思います。基本方針は基本としてありながら、学校内で議論をし、主体
性を持って取組を進めなくてはなりません。

また、本町独自の取り組みとして、基本方針においては、町や教育委員会とし
て、いじめ防止対策推進法で定められた組織を設置することとなっていますが、
それとは別に生徒指導関係の先生を中心として実務担当者会議を設置しており、
基本方針にも位置づけております。本町では、町全体で基本方針の改定について
検討していますが、この会議を拠点として、先生たちが中心となり、現場の声を

反映する中で基本方針の改定内容の検討を進めています。

次に災害の問題についてです。大阪北部地震では、すぐに通学路の安全点検を実施するとともに、木津署と庁内関係部署、教育委員会が集まり会議を開催しました。関係者が参集して問題の共通理解を図るとともに、対応策について協議する体制を構築することができました。これは非常に重要なことだと思いますので、これから台風等の発生しやすい季節に向かっていきますが、この体制を活かし、また町長部局とも連携・協力しながら安全・安心に努めていきたいと思っております。

○木村町長

本日の会議については、いじめ基本方針の改定がテーマとして挙げられており、大変重要なテーマであるとの思いを持ち、出席をさせていただきました。「精華町いじめ基本方針」の改定内容の説明を受け、教育委員の皆さんのご意見も伺う中で、素晴らしい内容が盛り込まれており、さらにこれを教育の現場で有効に活用するための取組について聞かせていただき、わがまちのことながら非常に誇りに思いました。

一方で、素晴らしい基本方針を制定し、様々な取組を進めても現実はその甘いものではなく、いじめの発生する可能性はあります。

しかし、その責任の全てが教育の現場にあるのかと考えるとそうではなく、私はその一因として、一昔前の三世代が暮らすような家庭像が崩壊してしまったことにあると考えています。そのような社会情勢の中で、現場の先生の努力に加え、ボランティアの方々や行政により教育現場を支えておりますが、いじめによる悲惨な事件の発生を食い止めることはできていません。いじめや子どもによる大きな事件を防止するためには、教育現場、それを支える地域社会、家庭がしっかり関係を結んでいくことが大切であると考えております。子どもたちが、多くの皆さんから支えられ、愛されることで、自分の幸せについて考え、幸せになりたいと思う、そして幸せになるためには、自分の周りの友達も幸せになる必要があるということを学ぶことが重要だと思います。また、家庭の教育力の問題もあります。三世代が暮らす家庭であれば、親の世代が自分の父母の姿を見て子育てを学び、子どもも祖父母と両親の思いを受けて成長していきますが、今の核家族では、お父さんやお母さんがこれまで人生の道をしっかり歩き、自分のものとして成長されたかどうか全てです。中には、子どもの育て方がわからず、自分の思うようにならない子どもに対していじめたり暴力を振るったりするような事象が社会において発生しています。

このように社会情勢が大きく変化する中で、現場の先生には大変ご努力いただき、またご苦勞いただいていると感じています。これからも教育行政をしっかりと支えていきたいと考えております。

それから、松下委員から精華南中学校のオレンジリボンの話がありましたが、私も注目しておりまして、生徒会自らが立ち上がって取り組んでいることは大きな意義があると思います。この素晴らしい取組について、可能な限り3中学校、そして小学校5校についても、生徒会児童会で取組が進むように背中を押すようなことができないかと考えております。

また、拡大あいさつ運動の取組も大切だと考えています。以前より、子どもだけではなく地域社会みんなが声をかけ合う運動として、学期初めに取り組んでおります。一方で、社会が逆の方向に進んでおり、知らない人から声をかけられたら答えてはいけない、自分の名札は登下校のときには外しなさいなど、何か違和感を覚えるような流れがあります。このような社会を大人が率先して変えていかなない限り、子どもみんなが幸せになる世の中は難しいと思います。幸いにも、精華町では子どもたちから多くの声をかけていただき、町長としてとても幸せを感じています。

最後になりますが、これからも引き続き、皆さんと課題を共有しながら、連携・協力する中で教育行政の推進に取り組んで参りたいと考えております。

(4) 閉会

総務部長が第1回総合教育会議の閉会を宣言。